

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	大豊町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.otoyo.kochi.jp/life/list.php?hdnSKBN=C&amp;hdnZoku=1010&amp;hdnJPN=%C6%FC%CB%DC%B8%EC">http://www.town.otoyo.kochi.jp/life/list.php?hdnSKBN=C&amp;hdnZoku=1010&amp;hdnJPN=%C6%FC%CB%DC%B8%EC</a>

執行機関名 大豊町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大豊町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年大豊町条例第32号)による医療助成に関する事務であって規則に定めるもの(重度心身障害児・者)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第2 大豊町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年大豊町条例第32号)による医療助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	大豊町福祉医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、乳幼児、児童及び重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大豊町福祉医療費助成に関する条例 大豊町福祉医療費助成に関する条例施行規則